

別表（第3条、第10条、第13条関係）

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者（児）の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	１５４，０００円	８年
		難病患者等で寝たきりの状態にある者			
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は２級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５２，０００円 （寝たきりの状態にあり、自力で体位変換ができない者で、特殊マットで対応できないエアーマットを必要とする場合には５３，０００円を加算することができる。）	５年
		難病患者等で寝たきりの状態にある者			
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	６７，０００円	５年
		難病患者等で自力で排尿できない者			
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として３歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	８２，４００円	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	１５，０００円	５年
		難病患者等で寝たきりの状態にある者			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし原則として３歳以上のもの	介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	１５９，０００円	４年
		難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者			
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	３３，１００円	５年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	１５９，２００円	８年
		難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者			
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は２級を含む。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	６２，８００円	５年

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	９０，０００円	８年
		難病患者等で入浴に介助を要する者			
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	９，８５０円	８年
		難病患者等で常時介助を要する者			
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ※在宅以外の者も対象とする	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	４，４６０円	３年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	６０，０００円	８年
		難病患者等で下肢が不自由な者	ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ※在宅以外の者も対象とする	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。	ア １５，２００円 イ ３６，７５０円	３年
			ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの		
	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	１５１，２００円	８年
		難病患者等で上肢機能に障害のある者			
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	１５，５００円	８年
	自動消火器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は難病患者であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	２８，７００円	８年
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	４１，０００円	６年

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	７,０００円	１０年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	８７,４００円	１０年
	液体インジケーター	視覚障害３級以上の視覚障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	３,２００円	５年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５１,５００円	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	３６,０００円	５年
		難病患者等で呼吸器機能に障害のある者			
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	５６,４００円	５年
		難病患者等で呼吸器機能に障害のある者			
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	１７,０００円	１０年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングする事が可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの	１５７,５００円	５年
		難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者			
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	９,０００円	５年
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	１８,０００円	５年
	音声血圧計	視覚障害２級以上の視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者であって、日常的に血圧を測定する必要があると認められる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	１５,０００円	５年
	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	９８,８００円	５年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	１００,０００円	６年
			上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等		

情報・意思疎通
支援用具

点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上)身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	３８３,５００円	６年
点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。	(1) 標準型	(1) 標準型
		ア 両面書真鍮板製	ア １０,４００円	７年
		イ 両面書プラスチック製	イ ６,６００円	
		(2) 携帯用	(2) 携帯用	
		ア 片面書アルミニウム製	ア ７,２００円	５年
		イ 片面書プラスチック製	イ １,６５０円	
点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	６３,１００円	５年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が用意に使用し得るもの	８５,０００円	６年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	９９,８００円	６年
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	１９８,０００円	８年
盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	１３,３００円	１０年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	７１,０００円	５年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	８８,９００円	６年

	人工喉頭	喉頭摘出者 ※在宅以外の者も対象とする	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化すえうもの	笛式 8,100円	4年
			電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 83,000円	5年
	視覚障害者用ワードプロセッサ（公共施設等で共同利用する場合に限る）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—
	視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	地上デジタル放送を受信できるラジオで視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	29,000円	6年
	点字図書	視覚障害者（児）で情報の入手を主に点字によっている者	月刊や週刊で発行される雑誌を除く点字図書	年間6タイトル又は24巻 （辞書等一括して購入しなければならないものを除く）	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者 ※在宅以外の者も対象とする	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの ストーマ用品 皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着などのために使用する用品 洗腸用具 洗腸排便法を行う際に使用する用具	消化器系ストーマ装具 （蓄便袋、ストーマ用品、洗腸用具） 月額 9,460円 尿路系ストーマ装具 （蓄尿袋、ストーマ用品） 月額 12,430円	—
	紙おむつ等	ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 ※在宅以外の者も対象とする	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	—

	収尿器	高度の排尿機能障害 ※在宅以外の者も対象とする	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある障害等級3級以上の人（ただし、特殊便器への改造を行う場合は、上肢障害2級以上の人） 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの （1）手すりの取り付け （2）段差の解消 （3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 （4）引き戸等への扉の取り替え （5）洋式便器等への便器の取り替え （6）その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる工事	一人当たり合計200,000円 （ただし、障害状況の変化、転居等により改めて給付する必要があると認められる場合を除く。）	—

（注）

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。